

令和4年第2回農業委員会総会議事録

令和4年2月18日（金）第2回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博	4番	赤井 勝利
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二		
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員 9人

		2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員 2人

13番	伊達 修史	1番	谷岡 收藏
-----	-------	----	-------

議事	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第9号	現況証明にかかる現況認定について
	議案第10号	相続税・贈与税の徴収猶予に関する適格者証明願について

報告事項	農地改良届について
	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	完了届について
	転用工事進捗状況について
	利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）

事務局長

竹村 陽子

主査

川添 和之

主査

小林 淳

(開会時刻 午後 9 時 3 0 分)

川添主査	ただいまから新見市農業委員会第 2 回総会を開催いたします。本日の出席は、26 名で欠席の方は 13 番伊達委員、推進委員 1 番谷岡委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。2・3 日おきに暖かかったり寒かったりで体調管理が大変でしょうが、こまめに気を付けて職務に遂行していただきたいと思います。さて、当委員会でも判断に相違のある営農型太陽光発電について、農水省の有識者会議はこれまでの現場の課題をふまえて農地の作業性や災害対応を考慮した構造の検討、営農放棄による景観を損なう恐れについての検討と、遮光率を踏まえた作付け品目の選定、規模や地域に応じた経営モデルの構築を農業委員会が適否を判断しやすい基準作りをすると、この 3 点の議論を進めるようです。今回初会合なので今後、決まりしだい皆さんにはお知らせしたいと思っております。本日も、よろしく願いいたします。
川添主査	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、2 番小田委員に先導をお願いいたします。
小田委員	「農業委員会憲章」の先導
川添主査	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願いいたします。 それでは只今から日程 1 「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、5 番小川委員、6 番三上委員をお願いいたします。 続きまして日程 2 「議事」に入ります。議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第 6 号農地法第 3 条について今回の議案についてでございますが、申請が 4 件ございました。まず、1 番でございますが、現地確認を 2 月 8 日に行っております。場所は金谷、現況地目は畑 1 筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は 2 名で

ございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は高齢で耕作できないことから、親族間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。推進委員5番

三輪委員 推進委員5番三輪です。確認を2月14日、逸見会長と行いました。場所は、メモリーホールの前に踏切があります。その踏切から100mほど正田側に行くと右側に●●の本宅があります。その裏です。問題ありませんのでよろしくお願いします。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第6号農地法第3条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 次に、2番でございますが、現地確認を2月8日に行っております。場所は、大佐田治部、現況地目は田8筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は3名でございます

す。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、高齢で耕作できないことから、同居の親族間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。15番。

山田委員

15番山田です。確認日は2月14日、宮本委員、後藤推進委員とで行いました。場所は、勝山線を田治部地内に入り●●バス停から小阪部よりに200mへ行き北方向へ200m行きますと譲渡人の家があります。その家を中心に南と西の方へ150m周辺に申請地があります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第6号農地法第3条3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、3番でございますが、現地確認を2月9日に行っております。場所は、神郷油野、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定

で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、高齢で耕作できないことから、申請地近隣の農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。16番。

大原委員

16番大原です。2月6日、仲田委員、信谷推進委員と現地確認しました。場所は、旧油野小学校から北へ3キロ先の●●地区です。農地は転在するので特定するのは難しいので地番でおってください。問題ないと思います。よろしくお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第6号農地法第3条4番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、4番でございますが、現地確認を2月9日に行っております。場所は、神郷高瀬、現況地目は田2筆、畑3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該

当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、営農の主体を同居の息子に譲るため、申請地を贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。16番。

大原委員

16番大原です。確認日は2月6日、仲田委員、信谷推進委員とで行いました。場所は、野原のトマト団地から北へ200m先です。申請人の実家の周りになります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第7号農地法第5条についての申請につきまして、3件申請がございました。第1番でございますが、現地確認を2月8日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は田1筆でございます。転用目的は宅地です。転用理由ですが、周辺に適地がなく、やむを得ず自宅隣りの申請地に住宅、木造平屋建てを新築するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和5年3月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、造成・建

	<p>築費 は記載のとおりで、借入によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。現地確認を2月5日、眞壁委員、谷岡推進委員とで行いました。場所は、熊谷認定保育園の隣です。親の住宅隣で平屋でございますので問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第7号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第7号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>次ですが、第2番、第3番は同じ内容ですので合わせてご説明いたします。現地確認を2月8日に行っております。場所は哲多町本郷、現況地目はそれぞれ田1筆でございます。転用目的は露天駐車場です。転用理由ですが、隣接する貸借人の従業員及び業務車両・工事車両の駐車場として利用するため一時転用するものです。契約の種類は使用貸借権の設定です。工事期間は令和4年2月20日から3年間です。この申請地は、農業振興地域ですが、一時転用とのことですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費はそれぞれ記載のとおりで、自己資金によるものです。なお、今回の申請は当初12月に承認いただきました5条転用と並行して農振除外、転用の手続きを進めていたものですが、国土調査による農地形状の修正が反映するまで農振除外が進められないという事情があり、この度農振地域のままで可能な一時転用として申請したものです。申請者に意思確認したところ、一時転用期間内に国調結果反映を受けて農振除外、恒久転用の申請を行い、一時転用後は恒久転用して引き続き露天駐車場</p>

	<p>ば一時転用を出し3年の内に農振除外申請をし後から4条・5条申請を出せば良いと追認方式になってしまいます。農振農用地区の価値があるので状況が違うと思いますのでよく判断していただきたいと思います。</p>
会 長	<p>農振農用地以外のところでは、今まで度々ありますが農振農用地では初めてです。3年間の期間があるので違反転用にはならないと思います。</p>
後藤委員	<p>申請者は現状復旧する意思はないのです。転用する意思の基に、とりあえず間に合わないので一時転用するのであり、一般の方には農振除外地にしていただきをお願いしながら農振農用地区域内の農地を行うのであれば許可になるのなら、今後、全てよいこととなります。農業委員は法令遵守と高い倫理観を持ちと言いながらこれが良いのか悪いのか、遊休農地の発生防止、優良農地の確保と効率利用を進めますと言いながらこれが良いのか悪いのか判断していただきたい。これが許可になれば全てできると自己申請になってしまいます。</p>
会 長	<p>転用、このことについては言及することはできない。太陽光発電を行うことが分かっているが止められないとことと同じだと思います。</p>
後藤委員	<p>太陽光発電とは違うと思います。一時転用ですから原型復旧する義務付けられている許可だからそれが心配で言ってます。</p>
会 長	<p>3年間一時転用が終わったら原型復旧が基本ですから、その間に農振外だと転用申請が出てくれば認める。</p>
後藤委員	<p>今後出てくるものがそれに寄って良いのですか。農振であろうが何であろうが、個人が露天駐車場や雑種地にしたいというときに一時転用で申請をして後から除外地とし4条、5条にしようがそれは良いですよということになりますよ。</p>
会 長	<p>事務局、よその局はどのようにしていますか。</p>
小林主査	<p>岡山市のホームページの一部に記事があります。永久転用目的による一時転用。賃借による露天施設への転用は原則として3年未満の一時転用許可の取扱いとし一時転用終了までに原型復旧することとしています。尚、同じ目的により長期間使用する場合で農地区分等から換算して永久転用が可能な場合は一時転用期間終了までに農業振興地域農振除外及び永久転用の許可を完了すれば継続して使用することができることにしていますと記載がありました。事務局へ問合せをしたところ、自在に</p>

	運用しているということでした。又、全市確認してませんが岡山市の他に、倉敷市、笠岡市、瀬戸内市で同一確認をホームページで確認しています。県下では、このような運用がなされている現状があることを紹介させていただきます。
後藤委員	今後、農業委員会は自己認定になりますよ。同じようなものが多くなりますよ。これが一つの例になると今後全て許可することになります。一時転用で出しておけば何でも出来ることになります。
小林主査	今回のケースにつきまして、原則である現状復旧は必要である条件が否定されたわけではなく、一時転用期間内に農振除外を受けること永久転用の承認がされること農業委員会で審議していただいて結果がでるそれが条件としてそれが承認されることでの条件の下で一時転用となりますので、一時転用後の現状復旧する本来のルールをねじ曲げるものとは違うと思います。
後藤委員	今後、各地区の農業委員さんから相談があった場合、農振地で除外地になってない場合、一時転用出しとけば3年にしておけば3年の内に除外申請と自分でするなら4条、売買なら5条申請を出せばできますと言えます。皆さん問題視せずできます。
会 長	今回の件は、土地を除外するだけでなく12月申請の工事の関係事案としてではないでしょうか。どこでも農振地をすぐ一時転用しその3年の間に除外することにはならないと思います。
後藤委員	ここの従業員さんは何人おられますか。従業員、業務車両、何台ありますか。12月申請にも店舗と駐車場とありました。 今後、この例で家を建てるのであれば転用できますと言える。軽いことなら、除外地でなければ一時転用し後から除外すればできると解釈を持てばよいのですから。
会 長	ここで休憩にします。 ～ 休 憩 ～
会 長	時間がまいりましたので再開します。事務局と相談した結果、今回は保留ということで県にもう一度相談し方針を決定したいと思います。内規を作成する必要があります。農地部会を開きまして来月の総会に上げます。今回は保留とします。1番は面積が30a未満のため、県農業会

	議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは1番は諮問不要とし、許可を決定します。2番、3番は保留とします。続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	今回、新規の貸し付けが2件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番大佐小阪部、田1筆、5年4ヶ月使用貸借、2番哲多町矢戸、畑1筆、5年貸貸借となっております。新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。推進委員7番。
後藤委員	推進委員7番後藤です。場所は、県道新見勝山線から小南地内から大佐千屋線、●●菅生方向の道がありますがその中に●●集落があります。その集落を過ぎ橋を渡ると旧菅生です。橋の手前に県道左下に1筆あります。よろしくをお願いします。
会 長	続いて2番をお願いします。推進委員9番。
逸見委員	推進委員9番逸見です。現地確認を2月8日、井藤委員、小川委員、宮脇委員、私とで行いました。場所は、哲多●●●から荻尾井原方面に200m先の左山上です。農地に問題はありません。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第8号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

	<p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>再設定が8件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
全 員	<p>(ありません。)</p>
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第8号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第9号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>議案第9号現況証明に係る現況認定について、現況証明の申請につきまして、1件申請がございました。第1番でございます。確認を2月8日に行っております。場所は大佐大井野、台帳地目は田3筆、畑1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、平成12年12月に買い受けて翌年1年耕作した後は休耕状態が続き手入れができていない、というものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番。</p>
宮本委員	<p>3番宮本です。2月14日、山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。場所は、大佐日野線から途中に●●と●●の間に●●集落があります。その集落の家がある一番奥の家とその先にありました。買取ってから一年耕作した後は休耕し手入れできていません。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご</p>

<p>会 長</p>	<p>質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号現況証明にかかる現況認定について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、認定といたします。続いて、議案第10号相続税・贈与税の徴収猶予に関する適格者証明願いについて、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>竹村局長</p>	<p>最初にお送りした議案の中には入ってなかったのですが追加で上げさせていただいております。2月になってから申請ができました。申告が3月15日までにしていただくので間に合いませんので2月総会にかけさせていただくことになりました。この制度は、贈与や相続によって取得された農地について、今後も引き続き農業経営を行うことを税務署に申告をし、贈与税・相続税・不動産取得税の納税の猶予を受けるものです。税務署への申告書には、納税猶予の適格がある旨を証明する農業委員会による書面の添付が必要となっております。また、適格を受けている農地を譲渡、贈与、転用、農業経営を廃止する等した場合には納税猶予が打ち切られ、猶予を受けていた税額に加え、利子税などを納付しなくてはなりません。今回、相続税1件、贈与税2件、の証明願がありました。1番、新見地内の農地について、2月9日現地確認を行いました。また2月10日申請人に聞き取り確認を行いました。農地は耕作及び草刈り管理を行い、うち2筆は農道として使用しているとのことでした。2番、土橋地内の農地について、2月9日に現地確認を行いました。全ての農地で耕作及び管理をされていることを確認しました。3番、土橋地内の農地、こちらも全ての農地で耕作及び管理をされていることを確認しました。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番。</p>
<p>倉脇委員</p>	<p>7番倉脇です。2月8日に現地確認しております。場所は、●●●●、●●●●は国道180号線から勝山線に下りる分岐へ入ってすぐ左手にあります。●●●●ほか7筆は、旧●●●●病院の南側にあります。●●●●の4筆については勝山線を熊谷方面に行き●●●●の手前に入った所の土地になります。●●●●については一部原野化しかけていましたが手</p>

入れをしたら直ると思われます。●●●●は手入れがされていましたが●●●●は手入れがされていませんでした。●●●●は宅地の一部になっていたのでは違うかと思ひます。よろしくお願ひします。

会 長 続いて2番・3番を9番。

藤本委員 9番藤本です。2月10日に確認しました。2番は、申請の通り管理されていました。3番もよく管理されていました。以上です。

会 長 地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

適格×がありますが7割以上できていたら認められます。議案第10号1番から3番について賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、認定といたします。50分まで休憩といたします。

～ 休 憩 ～

会 長 時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。農地改良の届について、事務局の説明をお願ひします。

小林主査 農地改良届について農地改良の嵩上げの届出が1件ございました。第1番は確認を2月9日に行つておひます。場所は哲西町矢田、現況地目は田1筆でございまします。理由でございましますが、申請地は排水が悪いことから、嵩上げて農地を改良するというもので、改良面積は記載のとおりです。期間は令和4年3月1日から令和4年5月31日までです。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より報告願ひます。6番。

三上委員 6番三上です。確認は2月6日、奥津委員、奥津推進委員と行いました。場所は、国道182号線JA矢神支店から500m先、旧道に入る左手を1.5キロ行くと矢神郵便局が右にあります。その手前を右に入り100m先、神代川を渡りすぐ左手に2枚目の田で配水の悪い田でした。

	以上です。
会 長	続きまして、農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用の申請が2件ございました。第1番は、確認を2月8日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るといふもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和4年3月1日から3月31日までとなっております。第2番は、確認を2月8日に行っております。場所は下熊谷、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は同じく携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るといふもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和4年3月1日から4月31日までとなっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。4番
赤井委員	4番赤井です。2月5日に眞壁委員、谷岡推進委員と現地確認しました。無線施設なので問題ありません。よろしくをお願いします。
会 長	続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	法務局照会について今回5件ございました。1番の場所は大佐布瀬、確認を12月24日に行いました。登記地目は畑3筆、現況地目は宅地・雑種地という申請で、時期不詳で宅地・雑種地となっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は大佐田治部、確認を12月24日に行いました。登記地目は畑3筆、現況地目は宅地という申請で、時期不詳で宅地となっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。3番の場所は哲多町田淵、確認を1月6日に行いました。登記地目は田3筆、現況地目は雑種地・原野という申請で、時期不詳で雑種地・原野となっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。4番の場所は哲西町大野部、確認を1月6日に行いました。登記地目は畑2筆、現況地目は山林という申請で、時期不詳で山林となっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。5番の場所は哲西町矢田、確認を1月6日に行いました。

	<p>登記地目は畑2筆、現況地目は宅地という申請で、時期不詳で宅地となっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番。</p>
山田委員	<p>15番山田です。1番、2番説明します。1番、12月25日3名で確認しました。場所は旧布瀬小学校から小坂部より700m先、右側に●●●●、●●●●があります。北へ直線で100m行った所に●●●●があります。2番、12月25日現地確認しました。場所は、田治部地内のJR●●踏切を渡り●●●●に行く途中の左へ3筆並んであります。以上です。</p>
会 長	<p>3番お願いします。5番。</p>
小川委員	<p>5番小川です。1月7日、逸見推進委員、井藤委員、宮脇委員と私で現地確認しました。場所は、哲多哲西線の哲多町田淵地内にある市営バスの停留所●●●●から西に3キロ入った●●地区内の道脇にありました。3筆とも長年耕作された形跡は無く雑種地、原野と報告させていただきました。以上です。</p>
会 長	<p>次、17番。</p>
奥津(忠)委員	<p>17番奥津です。2月6日、三上委員、奥津推進委員と私で現地確認しました。場所は、JA野馳出張所から県道を東城方面に1キロ先、●●●●がありそこからまた西へ100m先の所と、200m行った所右側に山になっていました。</p>
会 長	<p>次、6番。</p>
三上委員	<p>6番三上です。確認日は2月6日、奥津委員、奥津推進委員と行いました。場所は、国道182号線を左旧道へ入り矢神駅手前100mの所の左手に●●●●がありその向右に所有者自宅があります。その宅地の隣に畑だった所を平成より前ごろ山の上から降りて家を建てられた時にこの宅地となっていたところの確認不十分だったためと思います。</p>
会 長	<p>次に完了届について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>完了届が2件出ています。1番長屋地内農地法施行規則第29条によ</p>

	<p>る農機具倉庫です。2番土橋地内、農地法第4条による植林です。以上です。</p> <p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。推進委員5番。</p>
三輪委員	<p>推進委員5番三輪です。確認を2月14日にしました。倉庫ができていました。以上です。</p>
会 長	<p>続いて9番。</p>
藤本委員	<p>9番藤本です。確認を2月15日にしました。綺麗に植林できていました。</p>
会 長	<p>次に転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>転用工事進捗状況報告が2件出ております。1番上熊谷地内、木材の仮置き場として令和6年9月まで一時転用許可が出ているものです。2番豊永佐伏地内、農地改良として令和4年8月までの完了予定での許可が出ています。2件とも工事に着手し、進捗している状況となっております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。進入路もできて巨木も入っています。綺麗にできています。</p>
会 長	<p>次、9番。</p>
藤本委員	<p>9番藤本です。2月25日に申請者の方と現地を見てきました。現在、埋立をする所の道路を残土で埋め立てていました。以上です。</p>
会 長	<p>続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>利用権設定中途解約合意書が8件出ております。1番から4番まで耕作者が同じなので一緒に説明してよろしいでしょうか。神郷高瀬、田20筆、耕作者が病気のため。これは農地中間管理機構を通して契約していたものです。5番哲多町本郷、田1筆、一時転用によるためです。6番</p>

	<p>哲多町大野、田1筆、貸付人が耕作するためです。7番哲多町大野、借受人の契約箇所が増えたためです。8番哲多町荻尾、借受人を変更して契約するためです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。推進委員8番。</p>
信谷委員	<p>8番推進委員信谷です。1番から4番まで、ここは全て牧草を付けられていました。今までも中途解約の同じ方の案件があり色々な方に後の耕作をお願いしておりましたが、2番と4番は昨年ほかの方に草刈りだけはお願いしております。3番は、隣接する耕作者の方にお願いし綺麗に管理していただいております。1番は、今から地元の方に管理をお願いしたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>推進委員9番。</p>
逸見委員	<p>推進委員9番逸見です。5番は、先程問題になった許可されなかったところですが。記載の通りです。6番、貸付人が耕作するためです。7番、記載の通りです。解約後はどなたかがリンドウを作ると借受人の方から聞きました。8番、5ページの2番のために借受人が変わるために中途解約になりました。以上です。</p>
会 長	<p>続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。</p>
竹村局長	<p>事務局から1件協議事項をお願いします。先程の相続税納税猶予の議案なのですが例年、相続及び贈与された農地の納税猶予の証明書を税務署に提出するため、農業委員会が証明を発行するため議案として挙げさせていただいています。この証明書は、納税猶予期間20年間の3年ごとに継続の申告をするための添付書類となっています。今回も継続でした。他市の農業委員会では、この継続分については、総会で審議することなく現地確認のみで証明書を発行しているという委員会が多く、本市も同様の運用とさせていただいてよいかご協議をお願いしたいと思います。継続区分のみ委員と事務局で現地確認をして適格者証明を発行することとして次回委員会で報告事項として報告することとしてよろしいか。</p>
会 長	<p>どうでしょうか。よろしいでしょうか。</p>

全 員	「よろしい。」
会 長	新規については報告しますが、継続については議題に挙げないこととします。よろしく申し上げます。
竹村局長	ありがとうございます。来年からはそのように運用させていただきます。
会 長	他に協議事項はありませんか。
全 員	(ありません。)
会 長	続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。
川添主査	次回の総会ですが、3月17日木曜日、午前9時30分から場所は南庁舎3F大会議室で開催となりますがよろしいでしょうか。また、4月の総会予定は15日金曜日午前9時30分からとなりますよろしく願いいたします。
小林主査	今回、保留になりました件につきまして審議いただきたいと思います。3月17日の午前9時から農地部会を開催したいと思いますので皆様よろしく申し上げます。会場は南庁舎3F大会議室で行います。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。5番。
小川委員	5番小川です。先月、委員の方から米価の下落について農協の対応はどうかと質問がありました。若干進展がありましたので簡単に報告します。9月、10月に下落を受けて理事会で理事から色々意見が出まして農協としては、国あるいは市、町へ支援要請をしよう、もう一つは独自の支援をどうかと出ましたがその時は決算の状況を見て判断しようということでしたが決算時期では遅いのではないかと、田植え前に支援をしたほうがよいとの結論に至っているようです。今月28日理事会で正式に決まるのでここで具体的に説明はできませんが県下で約1億円少々の支援を、農協へ食料米を出している1俵当たりに対して2月28日正式に決まるようです。3月の中旬ごろには支給したいと提案があります。独自支援は全国的に単抛でするのはあまり無く、多くはありませんが支援をする事となりました。資材、肥料、農薬このような物もできるだけ皆様の価格を抑えることで対応したいと今、進めている状況です。よろしく申し上げます。

会 長	他に、ご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。
仲田委員	以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)
<u>(閉会時刻 午後 11 時 10 分)</u>	

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____